

さいたま市政功労賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市政功労賞表彰規則（平成16年さいたま市規則第号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 さいたま市政功労賞（以下「市政功労賞」という。）の表彰基準は、別表のとおりとする。

(基準日及び在任期間の計算方法)

第3条 前条の表彰基準における表彰の基準となる在任期間（以下「在任期間」という。）の基準とする日（以下「基準日」という。）は、5月1日とする。

2 在任期間は、表彰の基準となる職に就任した日から退任した日までの期間（現にその職にあるときは、就任した日から基準日までの期間）とする。

3 在任期間は、表彰の基準となる職の期間が中断した場合においても、その前後の期間を通算する。

4 在任期間の計算は、毎年基準日現在において行うものとし、その算定は、次に掲げるところによる。

(1) 在任期間の計算に当たっては、半月を単位として算定する。

(2) 表彰の基準となる職に就任した日が月の15日以前であった者にあつては当該月の1日に、月の16日以後であった者にあつては当該月の16日にそれぞれ就任したものとみなして算定する。

(3) 表彰の基準となる職を退任した日が月の15日以前に退任した者は当該月の15日に、月の16日以後に退任した者は当該月の末日にそれぞれ退任したものとみなして算定する。

(候補者の推薦)

第4条 第2条の表彰基準を満たすと認められるものがあるときは、そのものの功績に係る事務を所管する局長等は、さいたま市政功労賞推薦書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(表彰審査委員会)

第5条 規則第3条の規定により表彰についてその適否を審査するため、さいたま市

政功労者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第6条 委員会は、副市長、水道事業管理者、教育長及び市長が指名する者をもって構成する。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、市長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

（表彰台帳）

第10条 市長は、市政功労賞の受賞者を選定したときは、さいたま市政功労賞受賞者台帳（様式第2号）に登録する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市において、第2条の表彰基準に該当するものとして在任した期間は、この要綱の規定による在任期間とみなして通算する。

3 平成14年10月1日前にさいたま市公平委員会委員として在任した期間は、この要綱の規定による在任期間とみなして通算する。

（特例）

- 4 平成16年度に限り、平成13年5月1日から平成16年3月31日までの間に第2条の表彰基準を満たしたと認められるもの（在任期間をもって表彰基準とするものにあつては、平成13年5月1日から平成16年3月31日までの間に当該表彰の基準となる職を退任したものに限る。）を表彰することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
（岩槻市の編入に伴う経過措置）
- 2 旧岩槻市において、第2条表彰基準に該当するものとして在任した期間は、この要綱の規定による在任期間とみなして通算する。
（岩槻市の編入に伴う特例）
- 3 平成17年度に限り、平成17年4月1日から平成17年4月30日までの間に第2条の表彰基準を満たしたと認められるもの（在任期間をもって表彰基準とするものにあつては、平成17年4月1日から平成17年4月30日までの間に当該表彰の基準となる職を退任したものに限る。）を表彰することができる。
（在任期間を基準とする日の特例）
- 4 平成17年度に限り、第2条の表彰基準別表地方自治功勞のうち、基準となる職の在任期間の基準とする日は、基準となる職の任期開始日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の要綱第2条の規定の適用については、この要綱の施行の日前に助役として在任した期間は、副市長として在任していた期間とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。